

NEWS RELEASE

平成26年6月11日
一般社団法人 信託協会

公益信託の受託状況 (平成26年3月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 中野 武夫）では、今般、平成26年3月末現在の公益信託の受託状況を取りまとめました。

- 平成25年度中の新規受託状況は、受託件数4件、受託額3.6億円となりました。
- また、平成26年3月末現在では、受託件数は502件（前年比3件減少）、信託財産残高は658億円（前年比62億円増加）となりました。
- この信託財産残高の増加は、既設定の奨学金支給目的の公益信託に対し、当該公益信託の委託者から遺言による寄附が行われたことが大きな要因となっております。
- なお、助成先への給付状況は、昭和52年の第1号発足以降の累計で、助成先数17万件、給付額733億円となりました。

信託業界は、公益信託の受託を通じ、社会貢献に努めておりますが、当協会といたしましては、今後とも、引き続き、公益法人制度とともに民間公益活動を支える公益信託制度の普及・発展に寄与したいと考えております。

以上

本件に関する照会先：

(一社) 信託協会 総務部（広報担当） 兼田
業務部 奥澤
電話 03-3241-7130

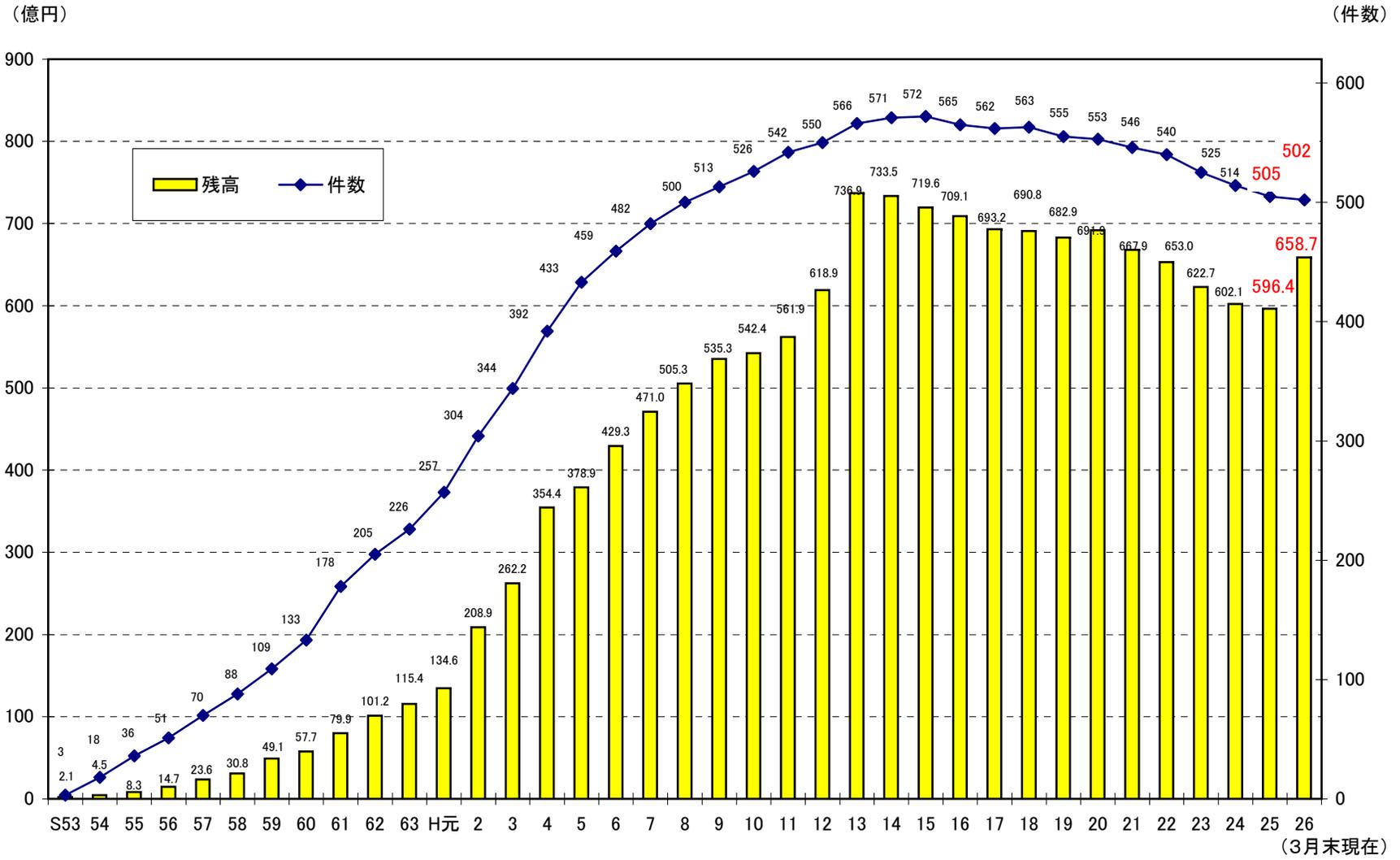
公益信託新規受託一覧

(平成25年度中)

(単位:百万円)

名 称	発足年月日	活 動 内 容 等	委託者	特徴	当初信託財産
1 公益信託 福原心理教育研究振興基金	平成25年 8月9日	心理教育の研究、特に人間の精神的健康および精神的適応に目を向ける研究を助成することにより、社会的に貢献することを目的とする。	個人	元本取崩型	100
2 公益信託 上野高子看護学生奨学基金	平成25年 9月13日	岐阜県内の看護学校の学生、生徒であって、向学心に富み、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により十分な教育環境に恵まれていないと認められる学生、生徒に対し奨学金を給付し、もって前途有為な人材の育成に寄与することを目的とする。	個人	元本取崩型	100
3 公益信託 菱和設備創立記念奨学基金	平成25年 10月1日	静岡県内の高等学校に在籍する、向上に富み、成業の見込みのある生徒であって、経済的な理由により十分な学習環境に恵まれない事情がある者に対し、奨学金を給付することにより、将来の静岡県の産業振興を担う青少年を育成することを目的とする。	法人	元本取崩型	60
4 公益信託 高田富子教育振興基金	平成26年 3月28日	北九州市内の特別支援学校の教育活動を充実させるための教育施設機材等の援助を行い、もって教育振興に寄与することを目的とする。	個人	元本取崩型	100
合計					360

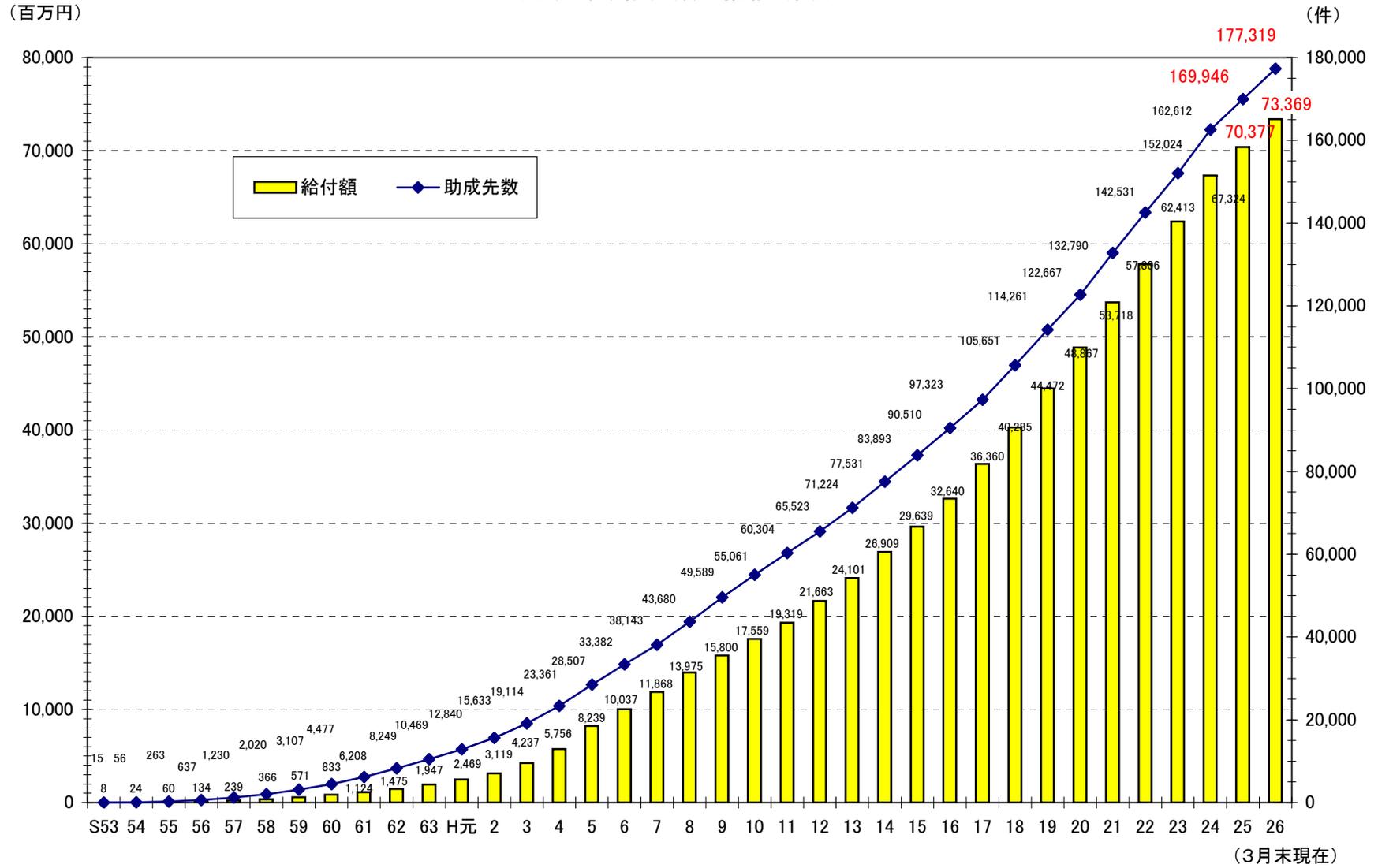
受託件数、信託財産残高の推移



遺言による寄附が行われた公益信託の概要

名称	岩井久雄記念東京奨学育英基金	岩井久雄記念宮城奨学育英基金
目的	奨学金支給	奨学金支給
活動内容	ご恩報じの思いにて、日本の指導者となるべき人材が育つことを期待し、東京都所在の大学及び大学院の理工学分野で学ぶ我国の学生に対する奨学金の給付を行うための公益信託を委託者が設定するものであり、前途有為な人材の育成に寄与することを目的とする。	故郷宮城県へのご恩報じの思いにて、日本の指導者となるべき人材が宮城県より育つことを期待し、宮城県所在の大学及び大学院の理工学分野で学ぶ我国の学生に対する奨学金の給付を行うための公益信託を委託者が設定するものであり、前途有為な人材の育成に寄与することを目的とする。
発足年月日	平成 19 年 1 月 25 日	平成 19 年 1 月 25 日
主務官庁	東京都教育委員会	宮城県教育委員会
当初信託財産	3 億円	3 億円
受託者	三井住友信託銀行	
遺言による寄附額	約 49 億円	約 21 億円

助成先数、給付額の推移(累計)



公益信託受託状況

平成26年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金支給	161 (2)	23,222 (151)
自然科学研究助成	79 (-)	8,830 (-)
教育振興	68 (1)	2,618 (61)
国際協力・国際交流促進	41 (-)	3,945 (-)
社会福祉	37 (-)	3,305 (-)
芸術・文化振興	24 (-)	5,103 (-)
都市環境の整備・保全	27 (-)	7,414 (-)
自然環境の保全	20 (-)	4,851 (-)
人文科学研究助成	16 (1)	1,062 (93)
文化財の保存活用	3 (-)	172 (-)
動植物の保護繁殖	1 (-)	293 (-)
緑化推進	1 (-)	29 (-)
その他	24 (-)	5,028 (-)
合 計	502 (4)	65,876 (307)

(注) () は平成25年度中の新規受託分。

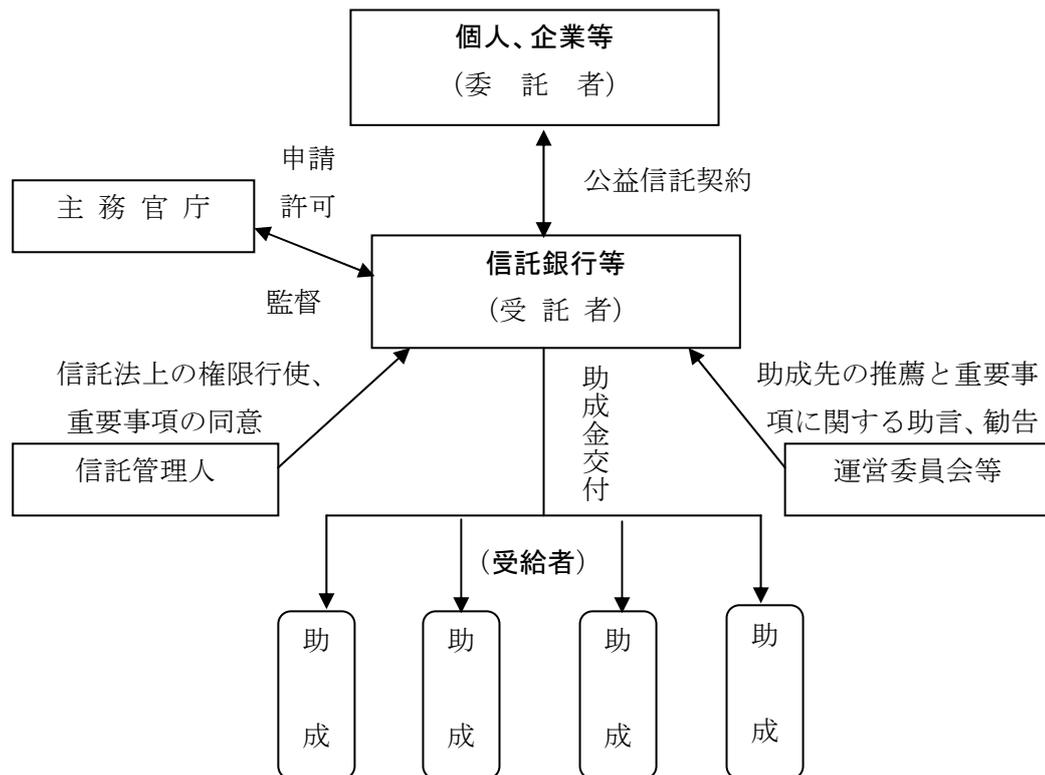
公益信託の概要

公益信託は、財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、大正11年制定の信託法において規定されましたが、その後、50年ほどは利用されてきませんでした。

しかし、昭和52年に第1号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されています。

<仕組み>

公益信託は、個人や企業等（委託者）が拠出した財産を信託銀行等（受託者）に信託し、信託銀行等が、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、不特定多数の方（受給者）のために役立てるものをいいます。



<公益信託の特色>

- ①公益信託は、財団法人と異なり、受託者が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、設置手続きが簡単です。
- ②公益信託は、信託財産を取り崩して公益活動に活用できるので、一般に、財団法人に比べて小規模の資金を効率的に公益のために役立てることができます。

<公益法人制度改革と公益信託>

平成18年6月、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が成立し、その委任を受けた政省令が平成19年9月に公布され、平成20年4月に公益認定等ガイドラインが制定されるなど公益法人制度改革が進んでおります。

また、平成18年12月に信託法が改正されましたが、旧信託法の公益信託に関する規定は「公益信託ニ関スル法律」で規律されることとなり、旧信託法における公益信託の規定の内容は、基本的には維持されております。

公益信託につきましては、公益法人（特に公益財団法人）と類似の機能を有することから、公益法人法制の改正の趣旨を踏まえつつ、整合性のとれた制度とする観点から、引き続き検討することとされており、今後、公益法人制度改革と同様に、主務官庁制度を廃止する方向で、検討が進められる見込みです。

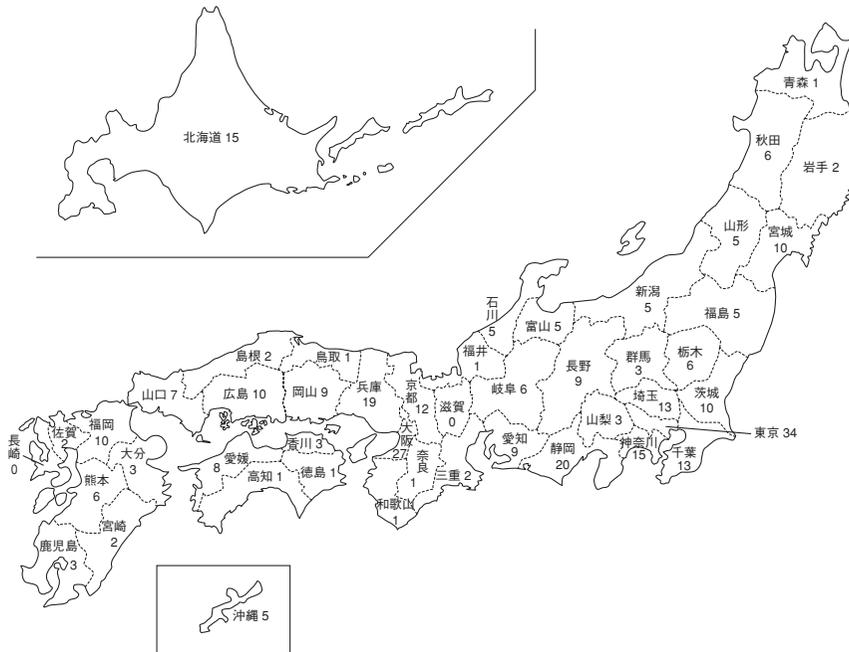
信託協会といたしましては、公益信託制度についても、公益法人制度と同様に、改革を進めていただくことで、公益法人制度とともに民間公益活動を支える制度として、その普及・発展に寄与されるものと考えております。

地域別受託状況
(平成26年3月末現在)

○全国ベース 9省庁 166件 (33.1%)

○都道府県ベース 45都道府県 336件 (66.9%)

なお、都道府県別の受託状況は下図をご参照。



※信託協会ホームページに「公益信託データベース」を掲載中 (URL : <http://www.shintaku-kyokai.or.jp>)。各都道府県別の公益信託の現状について、検索・閲覧することができます。

(アクセス方法)

- ① 信託協会ホームページのトップページの左下段「資料・統計データ」の「公益信託データベース」をクリック
- ② 「検索」の「主務官庁」の(都道府県)で該当する都道府県を指定